

選定療養について

当薬局では、長期収載品（後発医薬品がある先発医薬品）の調剤を患者さまが希望された場合において、制度に基づき特別の料金（選定療養費）をご負担いただく場合があります。

長期収載品については、後発医薬品ではなく先発医薬品を希望された場合、先発医薬品と後発医薬品（最高価格帯）の価格差の 2 分の 1 相当額をご負担いただきます。なお、医師の指示がある場合や、供給状況等により後発医薬品への変更が困難な場合などは対象外となる場合があります。